

武蔵野市立武蔵野市民文化会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市立武蔵野市民文化会館条例の一部を改正する条例

武蔵野市立武蔵野市民文化会館条例（昭和58年7月武蔵野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第1条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 会館の使用料の減額又は免除に関する業務</u></p> <p><u>(3)及び(4)</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第1条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)及び(3)</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、会館の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p>	<p>号の削除</p> <p>号の繰上げ</p> <p>号の繰上げ及び字句の改正</p>
<p>(使用の承認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用を承認することができる。</p> <p>(1) 市又は指定管理者が事業で使用する場合</p>	<p>(使用の承認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用を承認することができる。</p> <p>(1) 市又は指定管理者が事業<u>(指定管理者が行う事業にあっては、市長が認めるものに限る。)</u>で使用する場合</p>	<p>字句の追加</p>

<p>(2) 営利を目的とせず、かつ、芸術文化に関する活動を行うことを目的とした武蔵野市内の団体で<u>指定管理者</u>が認めるものが、市民の芸術文化の振興に関する事業のために大ホール又は小ホールを使用する場合</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 <u>指定管理者</u>は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(2) 営利を目的とせず、かつ、芸術文化に関する活動を行うことを目的とした武蔵野市内の団体で<u>市長</u>が認めるものが、市民の芸術文化の振興に関する事業のために大ホール又は小ホールを使用する場合</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	--	---------------------------

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定管理者が行うことができる業務を変更するほか、所要の改正をするものである。